

枚方市SDGsロゴマークの使用に関する要綱

令和 4 年 6 月 30 日制定
枚方市要綱 第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市におけるSDGsの推進のシンボルとなるロゴマーク（以下「SDGsロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(仕様)

第 2 条 SDGsロゴマークのデザインは、別に定める仕様（以下「ガイドライン」という。）のとおりとする。

(著作権等)

第 3 条 SDGsロゴマークに関する著作権その他の一切の権利は、市に帰属する。

(条件等)

第 4 条 SDGsロゴマークの使用の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長が認める用途のみに使用すること。
- (2) ガイドラインを遵守すること。
- (3) SDGsロゴマークを商標法（昭和34年法律第127号）の規定による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）の規定による意匠登録その他の登録を行い、又は新たな権利の設定をしないこと。
- (4) SDGsロゴマークの使用の承認によって生じる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は継承しないこと。
- (5) SDGsロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）について、市が作成し、製造し、販売し、又は品質を保証する等市が責任を負うものであると誤認されるおそれがないよう必要な配慮を行うこと。
- (6) 使用物件の使用に当たり、第三者に損害を生じさせないよう必要な配慮を行うこと。

2 SDGsロゴマークの使用は、無償とする。

(使用の承認の申込み)

第 5 条 SDGsロゴマークを使用しようとする者は、所定の申込書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申込書には、別に定める書類を添付しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものが使用する場合は、市長の承認を得ることを要しない。

- (1) 別に定めるSDGsの取組みについての登録を行った個人又は団体
- (2) 市内の学校、保育所その他の教育又は保育を行う機関
- (3) 報道機関
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長の承認を得ることを要しないと認めたもの

(使用の承認の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、SDGsロゴマークの使用の承認を決定する。

2 市長は、前項の規定によるSDGsロゴマークの使用の承認の決定（以下「使用決定」という。）に際し、必要な条件を付することがある。

3 市長は、使用決定をしたときは、速やかに、所定の通知書（以下「承認通知書」という。）によりその決定の内容及びこれに付した条件を申込みを行った者（以下「申込者」という。）に通知するものとする。

4 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、SDGsロゴマークの使用の不承認を決定し、所定の通知書によりその内容を申込者に通知するものとする。

(1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(2) 特定の思想、史観又は主義主張に偏り、市の中立性を損なうおそれがあるとき。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のために利用されるおそれがあるとき。

(4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。

(5) 市の品位を傷つけ、又は信用を害するおそれがあるとき。

(6) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。

(7) 特定の個人又は団体を市が公認しているとの誤解を与えるおそれがあるとき。

(8) 営利目的で使用し、又は使用するおそれがあるとき。ただし、SDGsの普及及び啓発に資するものとして市長が認める場合を除く。

(9) SDGsロゴマークをガイドラインに従って使用しないおそれがあるとき。

(10) 暴力団等の利益になるおそれがあるとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、市長がSDGsロゴマークの使用を不相当と認めるとき。

(使用の期間)

第7条 SDGsロゴマークの使用の期間は、承認通知書で定める期間（第5条第3項の規定に基づいて使用するもの（以下「登録企業等」という。）にあつては、無期限）とする。

(承認内容の変更等)

第8条 第6条第1項の規定による決定を受けた者（以下「使用決定者」という。）が、承認通知書に定める条件を変更してSDGsロゴマークを使用しようとするときは、所定の申込書に別に定める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 SDGsロゴマークの使用の期間に係る条件を変更しようとするときは、当該期間の満了する日の2週間前までに、前項に規定する申込書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申込書の提出があった場合は、その適否を審査し、条件の変更の承認又は不承認を決定する。

4 前項の規定による決定の内容は、所定の通知書（以下「変更承認通知書」という。）により当該申込書を提出したものに通知するものとする。

(使用物件の製造の委託)

第9条 SDG s ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、使用物件の製造を第三者に委託するときは、受託者がこの要綱に違反することがないように管理監督する責任を負うものとする。

（違反行為の是正）

第10条 市長は、使用者が承認通知書若しくは変更承認通知書に定める条件又はこの要綱に違反すると認めるときは、使用者に対し、その是正を求めることがある。

2 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（使用決定の取消し等）

第11条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、使用決定を取り消すことがある。

(1) SDG s ロゴマークの使用の内容が第5条第4項各号に掲げる事項に該当すると認めるとき。

(2) 第4条第1項各号に掲げる使用の条件を遵守していないと認めるとき。

(3) 虚偽その他不正な方法により使用決定を受けたとき。

(4) 前条第1項の規定による是正の求めに応じないとき。

(5) 第8条第1項の規定による申込書の提出を怠ったとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が当該使用について不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりSDG s ロゴマークの使用の承認を取り消したときは、所定の通知書により使用決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用決定を取り消されたもの（以下「決定取消者」という。）は、直ちに、SDG s ロゴマークの使用を中止しなければならない。

4 登録企業等は、当該使用について第1項各号（第3号から第5号までを除く。次項において同じ。）に該当すると市長が認めるときは、直ちに、SDG s ロゴマークの使用を中止しなければならない。

5 市長は、決定取消者及び前項の規定によりSDG s ロゴマークの使用を中止しなければならないこととされた登録企業等（次項において「決定取消者等」という。）に対し、当該使用の中止に係る使用物件の回収を求めることがある。

6 前項の規定による回収に要する費用は、決定取消者等が負担するものとする。

（責任の制限等）

第12条 市は、SDG s ロゴマークの使用によってSDG s ロゴマークを使用する者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。SDG s ロゴマークの使用若しくは条件の変更の不承認の決定又は使用決定の取消しが行われた場合においても、同様とする。

2 市長は、使用者がSDG s ロゴマークの使用によって第三者に与えた損害について、その賠償の責めその他法律上の一切の責任を負わない。

3 使用者は、SDG s ロゴマークの使用に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任において、その賠償の責めを負うものとする。

4 使用者は、SDG s ロゴマークの使用によって事故又は苦情が発生したときは、自己の責任において適切な措置を講じ、及び市長にその内容を報告しなければならない。

(使用状況の報告)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、SDGsロゴマークの使用の状況又は実績の報告を求めることがある。

(様式)

第14条 この要綱で使用する申込書等の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。